



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年7月21日

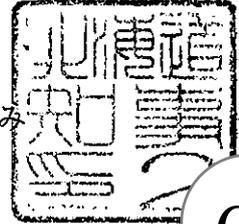
住所 北海道砂川市西二条北四丁目1番20号

氏名 環境サービス株式会社 代表取締役 中谷 数正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



COPY

許可の年月日	平成27年7月21日	許可番号	空環生第1061号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） <hr/> 燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）であるものを含む。また、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの（水銀回収義務がないものに限る。）を含む、廃石綿等。以下余白。		
設置場所	砂川市焼山317番、318番1, 2, 3, 4、319番1, 2、320番1, 2, 3, 4, 5		
処理能力	面積 30,600m ² 、容量 135,400m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 . (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

平成30年5月2日許可証書換交付（処理する産業廃棄物の種類の変更）（空知総合振興局）